

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び 感染症法の改正に関する基本的な考え 令和3年1月15日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

## [ I ] はじめに

我々は、専門家として、およそ1年間にわたって新型コロナウイルス感染症に様々な形で直接関与してきた。そうした中、法改正や制度の見直しなどが行われれば、更に対策が進んだと思われるいくつかの課題に直面した。以下、そうした課題と私たちの基本的な考えについて取りまとめた。

なお、国民の自由と権利に制限が加えられる時であっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。また、人々の権利制限を伴う感染症対策は、その影響を受ける個人や集団、地域等に対する差別や偏見を生じさせずに、迅速かつ的確に対応すべきである。こうした基本原則を維持することは大前提である。

## [Ⅱ] 直ちにに取り組むべき課題

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法

#### 【課題】

- 緊急事態宣言を判断する前の段階では、都道府県知事が感染状況等を総合的に判断し、必要があれば、国が指示を含めた実効性のある対策を機動的に講じられるような法的枠組が存在しなかった。
- 都道府県知事が事業者に要請を行っても、十分には協力を得られない事例があった。
- 全国かつ広域の対策が求められる状況において、国と地方公共団体及び地方公共団体間の権限、役割分担がわかりにくく、調整に時間を要する事例があった。
- 特に、緊急事態宣言前の総合調整においては、国は地方公共団体に対して、助言、勧告を行うことはできるが、指示を出す権限はなかった。

#### 【基本的な考え】

- 国と地方公共団体、地方公共団体間の役割、権限を明確化する必要がある。地域に限定した対策については都道府県知事の権限である一方、都道府県をまたぐ、又は、全国的な対策については、国の権限であると整理すべきである。国と地方公共団体が一体となった対応を行うことができるよう、緊急事態宣言の前でも国が地方公共団体に対して必要な指示又は調整ができるようにする必要がある。
- 都道府県知事が行う要請等の実効性を確保するための方策については、国民にとってわかりやすく、納得感のある議論を行い、早急に結論を得ることが重要である。

## 【Ⅱ】直ちに取り組むべき課題

### 感染症法

#### 【課題】

- 国が地方公共団体からクラスターや地域の流行状況に関連する情報を得る際や、その分析評価の結果を公表する際には、地方公共団体の協力や同意が必要な場合もある。また、保健所設置市・特別区と都道府県の間での情報連携が上手くいっていないこと等もあり、円滑に情報が国に届かないことも多かった。そのため分析評価のための情報が国へ集約されず、今回のような緊急時において、迅速な分析評価及び適切な情報提供ができなかった。また、こうした情報集約や分析評価の前提となる保健所による積極的疫学調査に協力が得られないケースも見られた。
- 医療提供体制に関し、病床確保や入院調整については都道府県が総合調整の役割を果たすべきであるが、責任が不明確であったり、都道府県内であっても調整が不十分な場合も見られた。

#### 【基本的な考え】

- 国がまん延防止に必要な情報を得て分析評価の結果を迅速に公表できるよう、国や地方公共団体間の情報連携の改善が図られるために必要な規定を整備する必要がある。その際、状況に応じて、国が地方公共団体にデータの提供を指示することも可能となるような規定についても検討を行う必要がある。また、広域発生時の調査と公表に関する国と地方公共団体の役割及び責任の分担を明確にする必要がある。さらに、地方公共団体が自らリスク評価できるよう、国は可能な限り支援することが重要である。
- 入院等の総合調整は都道府県の役割であることを法律上明確にする必要がある。また、災害時の対応も参考に、クラスター発生時の人材派遣や支援と受援などのあり方について、そのための準備を含めたより効率的・効果的な仕組みを検討する必要がある。

## [Ⅲ] 中長期的な課題

### 【課題】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法は、様々な状況を考慮した法律であるが、主に新型インフルエンザを想定した法律であったことは事実である。また、実際に作成された政府行動計画及び都道府県行動計画も、新型インフルエンザを想定していたため、疫学的特徴において新型コロナウイルス感染症とギャップがあった。

### 【基本的な考え】

- 政府行動計画及び都道府県行動計画、医療提供体制に係る計画の作成においては、今後起こりえる様々なシナリオを想定し、これに柔軟に対応可能な方策について記載する必要がある。
- 中長期的な課題として、感染が終息した後には、対策についての十分な検証を行った上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法など、この観点での必要な法改正も必要である。